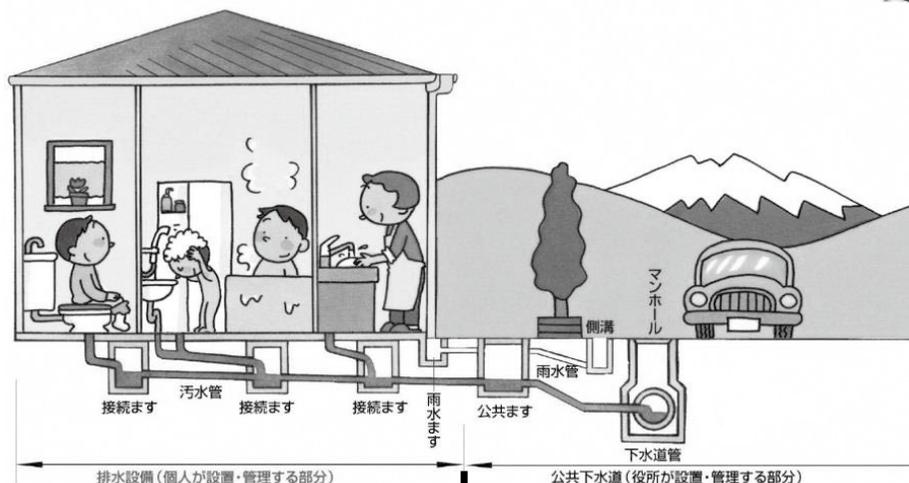


下水道を正しく使って、エコライフ!

食べ残しや廃油を減らせば、家庭もエコになります



宅内の排水管などの不具合は、
まず、宅内の工事を施工した業者
(大山町排水設備指定工事店)に
お問い合わせください。

公共ます、公道上のマンホール
などの不具合は、
水道課 ☎0859-54-5204
までお願いします。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

大山町での確定申告相談について

◆日程 2月12日(火)～3月15日(金)

◆受付時間 (午前)9時～11時
(午後)13時～16時

◆会場 名和農業者トレーニングセンター

★詳しくは「広報だいせん1月号」の折り込みをご覧ください。

◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208

申告は お早めに

申告・納付期限

所得税及び復興特別所得税、贈与税

・・・3月15日(金)

※贈与税については、一定の条件を満たす方は
5月7日(火)が期限となります。

個人事業者の消費税及び地方消費税

・・・4月1日(月)

申告会場は、申告期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、申告はできるだけご自宅で作成し、お早めに提出してください。

申告手続きなどにはマイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

ただし、e-Taxで送信すれば
本人確認の提示は不要です。



詳しくは

国税庁

で

検索

